解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
福井県大飯郡高浜町宮崎第七一号七番地一
財団法人高浜町水産振興公社
清算人　野瀬　豊
清算人　川端　六郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
山梨県甲府市川田町五一七番地
特例民法法人青少年育成山梨県民会議
代表清算人　山田　文夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
岐阜市次木三四八番一号
社団法人岐阜県植物防疫協会
代表清算人　桑田　宜典

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
京都市西京区松室山添町六番地
財団法人山内慶華財団
代表清算人　北畠　典生

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
大阪府吹田市出口町三一番一号
財団法人吹田市施設管理公社
代表清算人　土井　実

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
大阪府交野市私部一丁目一番一号
財団法人交野市文化財事業団
代表清算人　山本　和孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
大阪市北区大淀中二丁目一番三八号
財団法人杉田女学校
代表清算人　杉田　榮慶

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
兵庫県伊丹市昆陽一丁目一番地の二
財団法人伊丹市公園緑化協会
清算人　大川　明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住一四二八番地
財団法人江住保郷会
代表清算人　山本　壽吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津二八四番地
財団法人見老津保郷会
代表清算人　岡山　重人

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
徳島市万代町一丁目一番地
社団法人徳島県庁友会
清算人　谷川　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月四日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
熊本県熊本市東区戸島五丁目一〇番一五号
社団法人熊本県生乳検査協会
代表清算人　吉田　孝壽

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
宮崎県都城市前田町一二三六番地
財団法人都城郷招魂塚
代表清算人　杉　安雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日までの存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日
鹿児島市郡元一丁目二一番二四号鹿児島大学事務局内
財団法人鹿児島大学援助会
代表清算人　島　秀典

公益信託ＪＡ長野信連五〇周年記念自然ふれあい教育振興基金第十五期決算公告

一、事業概要
自然及び環境等に対する理解を深める活動等を行う長野県内の十七学校に対し、合計五、六四八、八二八円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十五年二月二十八日現在
資産合計　二五、六七三、五一四円
負債合計　〇円
正味信託財産　二五、六七三、五一四円
平成二十五年四月十五日
東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
公益信託ＪＡ長野信連五〇周年記念自然ふれあい教育振興基金
受託者　農中信託銀行株式会社

会社設立のお知らせ

平成二十五年四月一日会社設立準備完了し、シャフト・アソシエイツ株式会社が発足しましたので、ここにお知らせします。
平成二十五年四月十五日
愛知県半田市祢宜町四〇番地
シャフト・アソシエイツ株式会社
代表取締役　石島　利秋